

令和7年度 江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金 利用の手引き

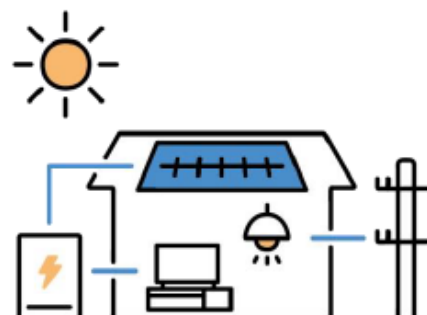
江別市では、再生可能エネルギー等の利用を促進し、地球温暖化対策の推進に積極的に取り組んでいます。

この手引きは、再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器を導入する市民の方に、導入費用の一部を補助する申請手続をまとめたものです。

江別市家庭向け脱炭素化普及促進補助金交付要綱をご確認の上で、補助金の交付申請を行ってください。

江別市 生活環境部環境室環境課

電話：011-381-1395



1. 補助対象設備

注意：予算額に達した時点で終了となる場合があります。

補助対象設備	対象設備の要件等	補助金額
太陽光発電パネル	(1) 対象設備の要件 次のア～オの全ての要件に適合すること。 ア 蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅において消費されること。 イ 太陽電池モジュールの合計出力が 1.5kW 以上 10kW 未満の設備であること。 ウ 余剰型配線であること。 エ 電力会社の電力系統に連系できること。 オ 未使用品であること。 (2) 補助対象費用 太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入及び据付工事に関する費用。 ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。	10 万円
定置用蓄電池	(1) 対象設備の要件 次のア～エの全ての要件に適合すること。 ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。 イ 蓄電容量が 2kWh 以上 17.76kWh 未満であるもの。 ウ 電力会社の電力系統に連系できること。 エ 未使用品であること。 (2) 補助対象費用 蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。 ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。	10 万円

2. 補助対象者

以下の(1)～(7)の要件を全て満たす方を補助金の対象者とします。

- (1) 市内に居住していること。又は居住する予定がある個人であること。
- (2) 令和5年7月14日以後に補助対象設備の売買契約又は設置工事請負契約をした者であること。契約書がない場合は、見積書の提出ができる者であること。
※本補助金は、北海道が実施している「住まいのゼロカーボン化推進事業」の補助金制度を活用しているため、北海道が補助対象としている昨年の令和5年7月14日以後の契約日からとしています。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 自らを含め同一世帯内に、同一の設備の補助金制度を利用した者がいないこと。
- (5) 江別市暴力団排除条例第2条第2号に指定する暴力団員に該当しないこと。
- (6) 令和7年12月26日（金）までに補助金交付申請書（第1号様式）を提出（環境課必着）できること。
- (7) 令和8年2月13日（金）までに補助金交付請求書（第9号様式）、実績報告書（第7号様式）を提出（環境課必着）できること。

3. 手続きの流れ

【書類の提出方法について】

◎下記の提出先へ、持参又は郵送により提出してください。

持参・・・江別市生活環境部環境室 環境課（平日の午前8時45分～午後5時15分）

郵送・・・江別市生活環境部環境室 環境課 あて
（※ 書留や特定記録など、配達記録が残る方法で提出してください。）

【提出先】〒067-0051
江別市工栄町14番地の3
江別市 生活環境部環境室 環境課

（1）補助金交付申請書提出

（締切日：令和7年12月26日（金）環境課必着）

補助金交付申請書 【第1号様式】（市のホームページからダウンロード可）
と下記の添付書類を提出してください。

- ① 申請者本人の住民票（発行後3か月以内） ※写しでも可
- ② 税情報確認承諾書【第2号様式】
- ③ 対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し。契約書がない場合は見積書の写し
- ④ 工事着手前の写真（図面等で代用可）
- ⑤ 仕様及び対象要件が記載されたもの（カタログ、または仕様書の写し）
※太陽光発電パネル、又は定置用蓄電池のいずれか一方を設置する場合は、
接続する既設の設備の仕様がわかる書類も併せて提出
- ⑥ 設置する住宅の位置図（地図）
- ⑦ 江別市暴力団排除条例に基づく誓約書【第4号様式】
- ⑧ その他、市長が必要と認める書類

（2）補助金交付・不交付決定通知書受領

市から送付される、補助金交付・不交付決定通知書がお手元に届きます。

（3）補助金交付請求書・実績報告書提出

（締切日：令和8年2月13日（金）環境課必着）

対象設備の設置が完了したときは、速やかに実績報告書【第7号様式】に
次に掲げる書類を添えて提出してください。

- ① 領収書の写し（対象設備の購入・設置に係る費用の支払いが確認できる書類）
- ② 対象設備設置費等証明書【第3号様式】
- ③ 補助金対象設備の設置及び銘板、運転状況（リモコンモニター画面等）が確認できる以下のカラー写真
（※ プリント写真1版、又はデジタルデータ画像をA4版用紙に貼付）
 - ・太陽光発電パネル（※ パネル枚数が確認できるもの）
 - ・蓄電池ユニット ～「本体」と「銘板」
（※ 製造番号が確認できるもの。ただし、蓄電池ユニットで製造番号がないものについては、パワーコンディショナの製造番号が確認できるもの）
 - ・モニター画面など
（※ 発電量を確認できるもの。なお、日付が印字されるものについては、設備の引渡し日以後の日付であるもの）
 - ・パワーコンディショナ（※ 太陽光発電パネルを新たに設置の場合）
- ④ 所有する建築物等に対する補助対象設備設置承諾書【第8号様式】
※ ただし、申請者と建物等の所有者が異なる場合、共有名義の場合のみ
- ⑤ 口座情報が確認できる書類
（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できる通帳、キャッシュカードの写し等）
- ⑥ その他、市長が必要と認めるもの
※ 追加で書類を提出していただく場合があります。

4. 設備の管理及び処分について

補助対象設備の設置後、法定耐用年数以内は適切に維持管理しなければなりません。

法定耐用年数以内の売却、譲渡、貸与、廃棄は、補助金の返還を伴う場合がありますので、事前に環境課に相談のうえ、以下の書類を提出してください。

- ◎ 補助事業財産処分承認申請書【第12号様式】
※ 設備を処分する前に提出してください。

5. 各種書類について

申請書などの書類一式は、市役所本庁舎情報公開コーナー、環境事務所、水道庁舎、大麻出張所にて配布しています。

また、市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

- ★ 江別市ホームページ（<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>）から、検索欄で、「環境 太陽光発電」と入力して検索してください。

申請から実績報告・補助金受領までの流れ

【申請者（江別市民の方）】

【江別市】

★補助金交付申請書（第1号様式）と 添付書類
<添付書類>

- ① 住民票（発行後3か月以内、写しでも可）
- ② 税情報確認承諾書
- ③ 工事請負書の写し
- ④ 工事着手前写真
- ⑤ カタログ等の写し
- ⑥ 住宅の位置図
- ⑦ 暴力団排除条例に基づく誓約書

・締切期限：令和7年12月26日（金）
（環境課必着）
又は、予算額に達した時点

・申請方法：持参又は郵送

交付決定書受領
※交付の場合

★補助金交付請求書（第9号様式）
★実績報告書（第7号様式）と 添付書類
<添付書類>

- ① 領収書の写し
- ② 対象設備設置費等証明書
- ③ 設置、銘板、運転状況が確認できる写真
- ④ 所有する建築物等に対する補助対象設備
設置承諾書（※必要な場合のみ）
- ⑤ 振込先の口座情報書類

・締切期限：令和8年2月13日（金）
（環境課必着）

・申請方法：持参又は郵送

交付額確定通知書と
補助金受領

受理・審査

補助金交付・不交付
決定書
（第5号様式）

受理・確認

補助金交付額
確定通知書
（第10号様式）

補助金交付

《 注 意 事 項 》

● 書類作成上のご注意

- 印鑑はシャチハタ印を使用しないでください。
- 修正液、修正テープ、消せるボールペン、鉛筆は、使用しないでください。
※ 訂正する場合は、新たな用紙に記入するか、申請時に使用した印鑑と同じものを使用して訂正してください。
- 補助金交付申請書および請求書の日付は、“空欄”で提出してください。
※ 受付時に書類を確認し、市が受付欄に押印した日付を市で記入いたします。
- 市外から市内に居住を予定する場合は、補助金交付申請書の下に現時点での予定（例：〇年〇月に江別市内に居住する予定）を記入してください。

● 申請にあたってのお願い

- 申請方法、注意事項等、必ずすべての項目をご理解のうえ、補助金の申請を行ってください。
- 代理手続をされる方は、事前に申請者へ制度の説明を十分に行ってください。
- 提出期限間近に補助金の申請をしますと、書類に不備がある場合は受理できません。書類の修正にある程度時間がかかりますので、補助金申請に必要な書類は余裕をもって提出していただきますようお願いいたします。

● 補助対象設備の適正管理義務

- 補助対象設備の設置後は、法定耐用年数以内は適切に維持管理しなければなりません。耐用年数以内の売却、譲渡、貸与、廃棄は補助金の返還が伴う場合がありますので、事前に環境課へご相談ください。

《 Q & A よくある質問 》

Q 1. 補助金交付申請の受付開始前（令和7年6月以前）に着工したものは、補助の対象になりますか？

A 1. 令和5年7月14日以後の工事請負契約・売買契約をしたのが補助の対象となります。
※北海道が実施している「住まいのゼロカーボン化推進事業」の補助金制度を活用しているため、北海道が補助対象条件としている令和5年7月14日以後の契約日からとしています。

Q 2. 家の持ち主ではありませんが、申込み可能ですか？

A 2. 自ら居住する住宅であり、ご本人が契約し費用を支払うのであれば、申込みできます。
ただし、補助金交付申請の際に建物所有者の承諾書【第8号様式】の提出が必要になります。

Q 3. マンションへの設置は対象になりますか？

A 3. 入居者が設置を希望する場合は、建物の所有者に承諾を得て、補助対象設備設置承諾書【第8号様式】を作成したうえで設置し、申請者自身の居住空間のみで使用する場合は対象になりますが、補助対象設備の適正管理義務をご確認のうえご検討ください。（P6の注意事項を参考）

Q 4. 店舗併用住宅に設備をつける場合は補助対象になりますか？

A 4. 居住部分に補助対象設備を設置し、居住している場合は補助対象になります。

Q 5. 対象設備の増設や入れ替えの場合は申請することはできますか？

A 5. 交付要綱の条件を満たしている場合は対象となりますが、既存設備の廃棄及び解体工事等に係る費用は補助対象となりません。

Q 6. 連名で申請することはできますか？

A 6. できません。対象設備の契約、支払いを行った方が申請者となります。連名で契約した場合はどちらかお一人が申請者となり、設置承諾書を提出していただきます。

Q7. 二世帯住宅に機器をそれぞれ設置の予定です。それぞれの世帯で申請できますか？

A7. それぞれの世帯でご申請いただくことが可能です。ただし、世帯が分かれていることを住民登録情報にて確認させていただきます。なお、全ての添付書類が申請いただく方それぞれの名義となる必要があります。一方の方が二世帯分を申請することはできません。

Q8. 単身赴任中の夫に代わり妻が申請することはできますか？

A8. 当該住宅に住んでいるご家族の方が申請者となられても問題はありませんが、契約書名義、領収書宛名、電力受給契約者名義、補助金振込先名義を全て統一していただくこととなります。

Q9. 仕様及び対象要件が記載されたもの（カタログ、又は仕様書の写し）とありますが、何を提出したらよいですか？

A9. カタログ・仕様書等に、太陽光発電設備一式〇〇円など、品目・規格・数量・単価等が明記されているものを提出してください。

また、太陽光発電パネル、又は定置用蓄電池のいずれか一方を設置する場合は、接続する既設の設備の仕様（品目・規格・数量等）がわかる書類も併せて提出してください。

Q10. 申請書に添付する図面等の書類は、写真で撮影したものでも可能ですか？

A10. 印刷した際に、画像が不鮮明で審査に支障をきたすことがあるため、原本をコピーしたものを提出してください。

Q11. 申請時に添付する対象設備等の写真がない場合はどうすればよいでしょうか？

A11. 対象設備ごとに、着手前の写真が必要です。ない場合は、図面等で代用してください。

Q12. 補助対象設備の写真はどのようなものが必要ですか？

A12. 対象設備ごとに以下のカラー写真が必要です。

【プリント写真（L版）、又はデジタルデータの画像をA4版用紙に2～3枚貼付】

- ① 対象設備本体を設置してあることが確認できる写真
- ② 対象設備本体の銘板が確認できる写真
- ③ 対象設備本体の運転状況が確認できる写真（リモコンモニター等）

Q13. すべての領収書の写しが必要ですか？

A13. 申請者名義あてに発行された領収書の写しを提出してください。対象設備のみでなく、住宅全体の代金の明細書でも構いませんが、対象設備の明細額がわかるものをご用意ください。また、振込明細、ローン契約証書等、金銭の授受が証明できる書類であれば代替可能です。

Q14. 申請者以外の名義の口座に補助金を振込んでもらうことは可能ですか？

A14. 原則、申請者名義の口座への振込になります。

Q15. ローンや銀行振込などで購入・工事代金を支払った場合、領収書が発行されませんでした。どうすればよいですか？

A15. 領収書の代わりに金銭授受相当の行為が確認できる書類を提出してください。

例) 振込明細書、ローン契約証書

Q16. 頭金など数回に分けて代金を支払った場合、全ての領収書の写しを提出する必要がありますか？

A16. 対象経費（税込）の額面以上の支払いが確認できれば全ての領収書の写しを提出していただく必要はありません。

Q17. 申請を取り下げたいのですが、手続きは必要ですか？

A17. 「補助事業財産処分承認申請書」（第12号様式）の提出が必要です。ホームページより申請書をダウンロードできます。なお、ダウンロードできない場合は、環境課からお送りしますので、お問い合わせください。